

# 北海道労働局における「働き方改革」の取組状況

北海道労働局「働き方改革推進本部」を設置(平成27年1月27日)

企業トップ、労使団体への働きかけ

企業トップへの働きかけ(平成27年7月末現在:11社)

【製造業5社、商業2社、建設業1社、金融広告業1社、接客娯楽業1社、その他1社】

労使団体への要請(平成27年7月末現在:延べ178団体(うち文書要請155団体))

情報の発信及び収集・気運の醸成

北海道労働局ホームページに「働き方改革」専用ページを開設(平成27年4月)

道内取組事業場及び事業者団体を「働き方改革」専用ページで紹介

その他

若者等に対する労働関係法令の普及啓発

平成26年度 延べ27回【高校:12回、大学:6回】

平成27年度7月末現在 延べ16回【高校:3回、大学:6回】

平成27年6月30日

担	総務部総務課
	課長 玉置 靖
	人事計画官 佐藤 達 弥
当	TEL(011)709-2311(内線3505)

## 北海道労働局における「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の実施について

北海道労働局(局長; 羽毛田<sup>は け た</sup> 守<sup>まもる</sup>)は、働き方改革の実施に向けた対策を推進するため「厚生労働省北海道労働局働き方改革推進本部」(本部長; 労働局長)を設置し、取組方針の策定、道内労使団体及び企業トップへの働きかけ等により地域全体における機運の醸成を図ってきた。

また、その一環として、個々人がライフスタイルに合わせた仕事ができるよう、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方は家族などと過ごす時間とする「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」について、団体及び企業等において取組を行うよう要請してきたところである。

については、政府全体で国民運動として盛り上げていくため、7月1日から8月31日にかけて実施されるワークライフバランス推進強化月間における取組の一環として、国家公務員についても本取組を実施することになり、とりわけ、働き方改革を推進する厚生労働省においては率先して実施することとし、北海道労働局において次のとおり取り組むこととした。

### 北海道労働局における「ゆう活」

#### [実施する機関]

- ・ 北海道労働局内の各部署
- ・ 全道の労働基準監督署
- ・ 全道のハローワーク(公共職業安定所)

(注)ハローワークにおいては、夕方における利用者サービスの低下をさせないため、管理部門のみで実施します。



#### [実施する内容]

職員(育児・介護等の事情を抱える者は除く。)の交替制により、勤務時間について、始業・終業時間を1時間早め、7時30分から16時15分までとする。

(注)労働局、労働基準監督署及びハローワークの来客者対応窓口の開設時間は、8時30分から17時15分までと変更はありません。

#### [実施する期間]

7月、8月(国家公務員ワークライフバランス推進強化月間の取組として実施)